

2・3 油汚染事故および海上災害

2・3・1 海上災害防止センターの運営

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、特定油を積載して航行する 150G/T 以上のタンカー所有者は、油防除資機材を備え付けることとされており、独立行政法人 海上災害防止センターは、タンカー所有者に代わってこれら資機材を一括して保有、配備するなど海上防災関連事業を実施している。また、平成 20（2008）年 4 月の同法の一部改正により、特定油以外の油および有害液体物質をばら積みで輸送する 150G/T 以上の船舶を対象に、特定海域における HNS 防除資機材の備え付け等が義務付けられたことから、HNS タンカー所有者に対する防除資機材等の提供業務も開始している。

当協会は、同センターの事業運営に関する委員会に参画し、効率的かつ透明性の高い海上防災体制の構築を図るべく意見反映に努めた。また、同センターは平成 19（2007）年 12 月に「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定されたことを契機として、法人形態の見直しを検討しており、現行の海上防災関連事業に支障をきたすことのないよう組織を運営する上で「公益」、「一般」のいずれの法人形態を選択するのが妥当かなど、当協会もこれら検討に関わり意見反映に努めた。

なお、政権交代後、平成 22（2010）年 11 月に行政刷新会議の決定により、独立行政法人の全事務・事業について抜本的見直しが行われることとなり、同整理合理化計画が当面凍結されたため、同センターの法人形態の変更ならびにそのスケジュールについてはあらためて検討されることとなった。